

# 田の神さあ

昔から庶民に親しまれてきた

「田の神像」は、先人の暮らしや心を伝える

かけがえの無いものです。

今回は市内に残る

「田の神像」について

紹介します。

岡市文化財センター

☎0994-31-1167



**手** 手格好は様々。ほとんどが両手に何かを持っている。シャモジ(メシゲ)、スリコギ、稲穂、クワ、鈴など、持ち物は約40種類とも。両手で持とうが、左右どちらの手で持とうが構わないが、椀だけは必ず左手で持たれる。

**足** 足を出すのも、着物で足を隠すものもある。長い年月で風化してしまったものもある。タノカンサアのほとんどは、台座の上に鎮座する。

**刻** 背中や台座に刻銘があるものも珍しくない。多くは、建立した年月日と、建立した組織とその代表者名が彫られている。建立者が個人の場合は、その名前とともに、建立者の年齢が彫られることもある。

**姿** 両足をそろえ直立していたり、歩いたり、舞い踊ったりと、様々な姿を見せる。また、椅子に座ったり、片足を組んでいたりするものも。正座やあぐらを組むタノカンサアだっているのだ。

**頭** 「シキ」をかぶるタノカンサアが多い。「シキ」とは米を蒸す器「甑」を敷く布のごと。笠や頭巾、烏帽子をかぶることもある。何もかぶらない地藏型のタノカンサアも。

**服** 長袖上衣に差袴もあれば、神職装束や、法衣を着流すタノカンサアもある。野良着姿や旅姿も珍しくない。タノカンサアも「職種」によって身なりが違ってくるのだ。

ふたごづか 双子塚の田の神像(輝北町諏訪原)

## 地域で脈々と守り 続けてきた石像

田んぼのあぜ道や川のほとり、また田を見渡せる小高い丘などでよく見かける田の神像は、田んぼを守り、米の豊作をもたらす農業神です。一般に、稲作の始まる春ごろから山から降りて、収穫する秋のころに山に戻るとされています。

田の神信仰は、江戸時代から始まった旧薩摩藩独特の文化。このため、田の神像は鹿児島県本土と宮崎県南西部にしか見られない石像です。庶民の神様として、昭和初期まで作られました。

現在でも、田の神像は、「タノカンサア」とか「タノカンドン」と呼ばれ、親しまれています。

鹿児島県内には約2,000体が現存しているとされており、そのうち市内には約140体以上が確認されています。

田の神像は、いろいろな形があります。地藏型、神職型、農

民型、田の神舞型など、バラエティーに富んでいます。男神と女神の2体で対になっているものもあれば、自然石を田の神として祀っているものもあります。風化や幕末の廃仏毀釈に

よって損傷を受けたと考えられるものも少なくありませんが、今もなお残る田の神像は、大変貴重な存在と言えます。



「苦野の田の神像」は2体並ぶ(吾平町上名)

### 田の神にまつわる文化

庶民とともに歩んできた田の神。田の神は様々なユニークな伝統文化をも生み出しました。

#### 田の神据え

田の神据えとは、結婚式場で

#### オットイ田の神

「オットイ」とは「盗む」という意味の方言「おつとる」からきています。盗んだ田の神像は、数年後に米や酒など土産の品を持参し正装した行列が、楽器を鳴らしながら、元の場所に返却します。その際、盗まれた村で

花婿と花嫁の間に田の神像を据えるもの。持ち込まれた田の神像は、翌日に花婿花嫁が元の場所に戻しに行かなければなりません。このため、運んできた人々をもてなし、どこから持ち込んだ田の神像かを聞きだす駆け引きがユーモラスです。

これは、田の神像のように腰を落ち着けて家を守っていくようにというお祝いの意味があります。

「オットイ」とは「盗む」という意味の方言「おつとる」からきています。盗んだ田の神像は、数年後に米や酒など土産の品を持参し正装した行列が、楽器を鳴らしながら、元の場所に返却します。その際、盗まれた村で

は、その一団と合同で盛大な酒盛りを開きました。

しかし、実際は盗みっぱなしの場合も多く、盗まれないように大きな田の神像が作られたり、田の神像の所在を明らかにしないところもあったようです。

#### まわり田の神

田の神像が年ごとに各家庭を移動するという行事で、田の神像は出発する家できれいにさられ、花で飾られたカゴに載せられて、次の一年を過ごす家へと向かいます。

家で保管するため、持ち運びしやすいようにと、コンパクトに作られているのが特徴です。



「まわり田の神」に使用された田の神像(輝北歴史民俗資料館)

#### 田の神舞

五穀豊穡に感謝し、餅をついて田の神に供えるまでをユーモラスに演じる踊りです。市内では南町の年貫神社に残されており、市の無形民俗文化財に指定されています。

INTERVIEW

### 地域のシンボルを これからも大事にしたい



野里土地改良区 副理事長 原園 博文さん

昭和43年に県の指定文化財に指定された「野里の田の神像」は、野里土地改良区が管理し、定期的に清掃作業を行っています。私の家は曾祖父の代から野里の田んぼでお米をつくっている農家です。幼い頃はよく「野里の田の神像」の前を歩いて、田んぼの手伝いや川遊びをしていました。そのため、田んぼに田の神像が在るのは当たり前という感覚でいて、こんなに貴重な物とは思っていなかったように思います。今では先生が児童生徒を連れて田の神像の前で説明する姿をよく見掛けますね。

最近「米離れ」という言葉を耳にしますが、米作りは日本の文化でもあります。また、田んぼは災害を防ぐための貯水機能も兼ねているので、大事にしなければなりません。田の神像は、そのためのシンボルになっていると思います。



県指定文化財「野里の田の神像」